

平成29年第5回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年9月12日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成29年9月19日	午前10時00分
	閉 会	平成29年9月19日	午後1時48分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

3 番	比 嘉 由 具	5 番	小橋川 健
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企 画 政 策 課 長	安 里 孝 夫
住 民 課 長	平安山 良 信	町 税 対 策 課 長	仲 榮 眞 修
福 祉 課 長	松 本 一 也	保 険 予 防 課 長	崎 原 誠
建 設 課 長	屋富祖 良 美	産 業 振 興 課 長	伊野波 盛 二
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教育委員会事務局長	上 原 正 史
商 工 観 光 課 長	新 里 一 成		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

9月19日（火）5日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第39号	平成29年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
2	議案第40号	平成29年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
3	議案第41号	平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
4	議案第42号	平成29年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
5	議案第43号	平成29年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
6	報告第1号	決算審査特別委員会委員長報告 (報 告)
7	議案第44号	平成28年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (採 決)
8	議案第45号	平成28年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (採 決)
9	議案第46号	平成28年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (採 決)
10	議案第47号	平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (採 決)
11	議案第48号	平成28年度本部町水道事業会計決算認定について (採 決)
12	議案第49号	本部町教育委員会教育長の任命について (議案説明・審議・採決)

日程番号	議案番号	件名	
13	議案第50号	本部町教育委員会委員の任命について	(議案説明・審議・採決)
14	議案第51号	本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とする事について	(議案説明・審議・採決)
15	議案第52号	本部町農業委員会委員の任命について	(議案説明・審議・採決)
16	議案第53号	本部町農業委員会委員の任命について	(議案説明・審議・採決)
17	議案第54号	本部町農業委員会委員の任命について	(議案説明・審議・採決)
18	議案第55号	本部町農業委員会委員の任命について	(議案説明・審議・採決)
19	議案第56号	本部町農業委員会委員の任命について	(議案説明・審議・採決)
20	議案第57号	本部町農業委員会委員の任命について	(議案説明・審議・採決)
21	選挙第6号	本部町選挙管理委員会委員の選挙	(選挙)
22	選挙第7号	本部町選挙管理委員会補充委員の選挙	(選挙)
23	報告第2号	産業建設常任委員会委員長報告	(報告)
24	陳情第1号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について	(採決)
25	報告第3号	総務文教常任委員会委員長報告	(報告)

日程番号	議案番号	件名
26	陳情第2号	福岡県小郡市との友好都市締結について (採決)
27	陳情第3号	県産品の優先使用について (採決)
28	決議第3号	地元産品奨励及び地元企業優先使用に関する要請決議 (議案説明・審議・採決)
29	決議第4号	福岡県小郡市との友好都市締結に関する要請決議 (議案説明・審議・採決)
30	決議第5号	議員派遣の件 (採決)

○ **議長 石川博己** おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．議案第39号 平成29年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** おはようございます。議案第39号の説明をいたします。提案していただきます一般会計補正予算の3枚目をお願いいたします。平成29年度本部町一般会計補正予算。平成29年度本部町一般会計補正予算は次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1億7,732万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ69億8,665万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

説明につきましては、2枚あけまして、一般会計事項別明細書がございます。こちらのほうで説明をさせていただきます。説明中、一括交付金ということで説明させていただきますけれども、正式名称は沖縄振興特別推進市町村交付金でございますが、こちら一括交付金として説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページ、7ページお願いいたします。2款1項1目総務費の一般管理費、7ページの下から6行目、ふるさと納税代行業務委託料、こちら267万8,000円の増でございます。平成28年度、昨年でございますが、寄附を受け入れております。その中に平成29年度に返礼する、いわゆる先行予約というシステムがございます。こちらのほうで寄附金は預かっておりますけれども、平成29年度に発送するものがございまして、その先行予約に相当する分の委託料を計上しているものでございます。

続きまして、その下、防犯灯関係が1、2、3、4つあります。防犯灯の設計から、その一番下の工事費まで、合計で530万円の補正の増でございます。こちらは本日一枚紙で設置箇所の字の分をお配りしております。横の文で議案第39号の参考資料というふうに書いております。こちらが設置する箇所でございます。6月補正で可決いただいたもの、そして今回提案しているもの、合わせまして載せております。全部で39カ所になりますけれども、こちらに載っていない字に関しましては、区のほうから要望がありませんでしたので、今回こちらに載っていないところは設置の予定はないということになります。こちらは、国庫補助の追加交付がございまして、28基予定だったものが11基ふやしまして、全部39基整備するものでございます。10分10の補助事業となっております。

続きまして、8ページ、9ページ、お願いいたします。かいつまんで、済みませんがピックアップして説明させていただきます。9款の基金費でございますが、9ページに移りまして基金費の上から2段目、財政調整基金積立金、こちらは平成28年度の実質収支額が1億6,400万円余りございました。その約半分を、財政調整基金に積み立ててございまして、今回8,149万9,000円を

財政調整基金のほうに積み立てる予定としております。

続きまして、その下、物流拠点施設積立金18万円。こちらは指定管理先であります本部町物流センター、冷凍冷蔵庫のほうですけれども、そちらは平成28年度の決算が確定しておりまして、その純利益が1,500万円余りございます。その利益の半分を積み立てるということになっておりまして、こちらは当初予算では740万円既に計上しておりますので、残りの18万円を今回補正増しまして、合計で758万円を積み立てるということになります。

続きまして、16、17ページお願いいたします。民生費ですけれども、3款1項1目社会福祉総務費、その下の1番下、国民健康保険特別会計繰出金176万3,000円、こちらは職員の人事異動に伴う人件費の増額分でありまして、こちらは基準内の繰り出しとなっております。

その下、下から3段目です。17ページの下から3段目、高齢者保健福祉計画策定業務委託料、250万6,000円。こちらは3年に1回の更新の高齢者保健福祉計画でございますが、本町の高齢者の中から一定数を抽出しまして調査等を行い、将来の計画を立てるものでございまして、こちらは委託料として250万6,000円を計上しているところであります。

続きまして、22、23ページお願いいたします。農業費でございますが、2目の農業総務費の中の下から3段目、農振農用地購入費476万円でございますが、こちら備瀬区にあります畑4筆、合計4,760平米を町が購入し、農地中間管理機構に貸し出します。そのさらに、農業就農希望者に貸し出すものでございまして、そのことにより農地の有効活用、耕作放棄地の解消ですね。あと、農業振興の向上、農業生産の向上などを図るものでございまして、こちらは平米単価1,000円での購入を予定しているところでございます。ちゅらまちづくり基金の充当を考えております。

同じく23ページの下から2段目、備瀬土地改良区灌漑設備整備補助金122万円、こちらは備瀬土地改良区の北区の灌漑設備でございますが、整備費として資材代を補助するものでございます。タンクから水を引くパイプを引くということでございまして、その幹線となるパイプ代の補助でございます。工事は関係者が行うということでございます。

続きまして、1番下、水納島環境保全型農業推進事業補助金547万1,000円、こちらは離島振興を図るため、水納島に台風や塩害に強いビニールハウスの設置補助を行うものでございます。総事業費は607万9,000円を予定しておりまして、国が80%補助、町が10%、そして事業者が10%の持ち出しで整備を行うものでございます。

26、27ページお願いいたします。7款1項の3目観光振興費、1番下の段ですけれども、観光振興費の下から8段目に八重岳測量設計業務委託料、そしてその下の工事費の中にも八重岳桜の森公園遊具設置工事費、そしてその下に八重岳遊具撤去工事費、この関係予算が2,754万1,000円、合計で計上しております。こちらは、八重岳桜の森公園内に新たに遊具を4基、そして案内板を1基設置する事業でございます。現在の遊具が老朽化しておりまして、撤去費用を単費で、そして新たな遊具と案内板を一括交付金を活用して整備するものでございます。今ある遊具は全て撤去を予定しておりまして、新たに4基ということでございます。

そして、同じ段に闘牛待機小屋工事関係を委託業務、そして工事費等々含めまして、こちらは

合計で1,816万1,000円の計上でございますが、こちらは一括交付金を活用している事業でありまして、闘牛場に隣接しています待機小屋を建てかえるものであります。当初予算で約2,600万円計上しているところではありますが、当初計画から床面積の増、そして資材の変更などにより、今回関係予算を増額計上しているものでございます。

続きまして、32、33ページお願いします。8款2項2目の上の段の道路維持費の上から4段目ですね。町内道路維持修繕工事費464万4,000円、こちらは健堅地区内に未舗装の道路、2カ所ございまして、健堅の石川線と接続する里道、そして浜崎漁港周辺の集落道をアスファルト舗装で整備するものでございます。2カ所の工事費で464万4,000円を計上しております。

同じく33ページの一番下でございますが、健堅本部落線土留め擁壁設置工事費864万円、こちらは健堅本部落線の道路改修工事で民間住宅乗り入れ盛土部分が、5月の集中豪雨で崩壊しております。崩壊した箇所の修繕と、あと地権者の財産保護のため、擁壁工事を行うものでございます。

続きまして、42、43ページお願いします。10款2項3目の学校建設費でございます。一番下、瀬底小学校校舎解体工事費494万1,000円、こちらは解体する校舎にアスベストが見込みよりも多く含まれていることがわかりました。そのことに伴い、処理費の増額分を補正増で計上しております。

次のページをお願いいたします。44、45ページ、10款3項の1目中学校管理費、上から4段目、本部中学校グラウンド環境整備工事費249万4,000円。こちらは本部中学校のグラウンドの北側フェンスのわり川から、野球のバックネット裏に設置しております外周のフェンスがございまして、こちらが老朽化により一部倒れかけておりまして、腐食も進んでおります。そのため撤去し、新設するものでございます。そして、あわせまして野球のバックネットの一部が、これも腐食で折れているところの部分がありますので、溶接等の修繕を行うものでございます。こちら249万4,000円はちゅらまちづくり基金の充当を予定しております。

一番下の段です。伊豆味小中学校屋内運動場耐力度調査業務委託料、こちらは161万6,000円、伊豆味小中学校の体育館でございますが、旧耐震化基準での建築となっているため建てかえを予定しております。その建てかえの補助事業の採択をとるため、今回耐力度の調査を実施したいと思ひまして、その関係費用を計上しているところでございます。歳出は以上でございます。

歳入の2ページ、3ページ、お願いいたします。歳入の15款国庫支出金でございますが、15款の967万6,000円補正増で計上しております。こちらは(1)が街灯の部分になります、530万円。(2)が水納島のビニールハウスの分でございますが、両方とも国庫補助でございます。その下、県補助1,002万5,000円、こちらは一括交付金の分でございますが、八重岳の遊具に充てる分で国庫補助、県を經由しての国庫補助が入りますので、その分を計上しております。

繰入金、19款1,163万1,000円ですね。こちらちゅらまちづくりの基金取り崩し、先ほど歳出のほうで基金を充当するといった分の合計額が約1,100万円になっております。そして、繰越金1億1,741万8,000円、こちらは平成28年度の実質収支の分が1億6,000万円ありましたので、今回

繰越金として1億1,700万円を計上しております。残りの分は12月、そして3月の補正のために留保として約5,000万円程度、留保財源を残しているところであります。以上で終わります。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹** それでは、2点お伺いいたします。

17ページ、民生費、老人福祉費委託料、高齢者保健福祉計画の策定業務の件でございますが、3年更新である福祉計画の策定業務を行うということでありましたが、では次年度からの3年間、これからニーズ調査も行うということでありましたが、町として、当局としてどのような高齢者の福祉環境、そういった計画をこれまでやってきて、今後どうしていくかという考えがあるのかをまずはお聞きいたします。

もう1点、23ページ、農業総務費、公有財産購入費、農振農用地購入部分の今ご説明ありましたが、その部分とその2つ下に経営転換協力金交付事業交付金というものがありますが、これは同じ性質なものではないかと私は思うのですが、この2つの説明を再度お願いしたいのと、基本的なことなのですが、農振農用地域を購入することができるんですかという単純な私の考えなのですが、その説明をお願いします。

○ **議長 石川博己** 福祉課長。

○ **福祉課長 松本一也** 12番、喜納議員のほうに説明いたします。

本部町高齢者保健福祉計画、次計画の考え方ということでありましたけれども、今回提示してあるのが介護計画の第7期に当たる部分であります。第6期が平成27年度から平成29年度までの3カ年間であります。まず、その第6期の計画の中では介護保険の制度自体がさまざまな法律が変わりまして、第6期におきましては地域包括ケアシステムの構築ということで、それが大きな目的となっております。それはよく聞かれます2025年問題、それに向けての取り組みであります。この取り組みにつきましては、その3年間では構築できるような内容ではございませんので、改めて第7期の計画につきましても、継続しながらその包括ケアシステムの構築のために大きな目標として計画されていくものと考えております。

○ **議長 石川博己** 産業振興課長。

○ **産業振興課長 伊野波盛二** 12番、喜納議員にご説明いたします。

23ページ、農業総務費の中で、農振農用地購入費、経営転換協力金交付事業交付金について。まず農地の購入が可能かというご質疑がありましたが、本部町農地利用円滑化団体という、これは地方公共団体が農地を購入することが可能となるために、そういう円滑化団体というものになりますと、農地を持つ、所有することができます。今、本部町は農地利用円滑化団体ということになっておりますので、農地を購入して所有することが可能となっております。そこで、農振農用地購入費476万円計上してあるのは、備瀬区の土地改良区の中で実際耕作が放棄されている土地へ地主さんと相談しまして、売ってもいいという意向がありますので、その土地を町のほうで買い取ろうと思っております。買い取った土地は農地中間管理機構のほうに貸し出しをいたします。そこで、また地域の方で本部町「人・農地プラン」に中心的経営体として位置づけられて

いる人を優先に、その土地を貸し出ししていくという事業を今後進めていきたいと考えております。あと経営転換協力金交付事業交付金につきましては、今言う、例えば自分の土地を農地中間管理機構に貸し出ししたい、そのためにも自分は経営をやめるとか、一部規模縮小するとか、そういう形で中間管理機構に農地を貸し出しますという人に対しては、その経営転換協力金という形で交付金が交付されることになっていますので、それは中間管理機構から町を経由して、その農業者個人に給付するという制度でございます。以上です。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 では、まずは高齢者保健福祉計画の件をお伺いしますが、これは今説明の冒頭ですぐに介護保険計画の件になりましたが、これはもう介護保険計画とリンクしているというお考えで間違いはないのか。介護保険計画の場合ですと、ニーズ調査の中で今回町内にある介護保険計画の見直しであれば、介護保険施設や、今介護施設などが多数ありますが、今後この計画2025年問題もありますので、どういった施設の改築であったり、新しく建てたり、どういったニーズがあるかというのが、今後どのように考えているのかを、またお伺いします。そして、農振農用地購入費の件でございますが、議長、休憩をお願いします。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩（午前10時26分）

再開します。 再 開（午前10時29分）

12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 では、今説明の中でもありましたが、耕作放棄地があつて遊休地をまた新たに解消していくという理念とか、そういう方針は私はどんどん進めていくべきであつて、中間管理機構としてこれは一つの案だと思うのですが、これが今ちらっと説明ありましたが、ちょっと聞き漏れましたが、どれぐらいの単価で売買を行うのですか、説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 12番、喜納議員にご説明します。

単価につきましては、1平米当たり1,000円でございます。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 先ほども申し上げましたとおり、耕作放棄地の解消というのは、我々の本町にも喫緊の課題でありますので、それはしっかりと進めていただきたいと思いますので、それは産業振興課中心にしっかりと回ってください。あとは、では高齢者の福祉の問題なのですが、休憩をお願いします。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休 憩（午前10時31分）

再開します。 再 開（午前10時31分）

福祉課長。

○ 福祉課長 松本一也 喜納議員のほうに説明いたします。

第7次の本部町高齢者福祉計画策定に当たって、どういったニーズが考えられるかということと、あと実質の介護計画であるかということの問いがありましたので、説明いたします。まず、

第7期本部町高齢者保健福祉計画は実質上の介護計画でございます。それと、今後の本部町でのニーズ調査の中で、こういったニーズがあるのか、考えているのかということがありますけれども、その前に2025年の本部町の高齢者の状況が、今平成29年度時点で65歳以上の高齢化率が27.5%ほどであります。それが2025年（平成37年）におきましては、統計上の数字なのですがけれども、それが35.8%まで高齢化率が進むという形になっております。全国平均からしても6%近く、県平均から言えば10%近くが本部町の高齢者の高い率となっております。それも鑑みますと、今デイサービスとか、あと有料老人ホームとか、特養、特別養護老人ホームですね。そのニーズがどのぐらいになるかというものを調査するものなのですがけれども、特に特養あたりは、今、本部園が1カ所ありますけれども、常に満床状態であります。それもあわせて、沖縄県全体で計画立てるものでございますので、沖縄県全体としては有料老人ホーム、民間の力をかりてどんどんそういった施設をふやしていこうという考えで進んでおります。新たにそういった特養をふやすに当たりましては、また介護保険利用者の費用負担なども影響してまいりますので、その分も勘案しながら計画には反映させていくのかと考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。特別に、簡潔にお願いします。

○ 12番 喜納政樹 ありがとうございます。では、一言だけ。今言われた施設の整備もしっかりとさせていただくのも並行とともに、やはり予防の問題です。それもしっかりと策定業務に入れてハード整備とソフトの部分との、しっかりと整備計画を立てていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 では2点ほどお伺いします。

まず23ページです。水納島の環境保全型の補助金ありますよね。説明では、台風・塩害に強いハウスと、これはでは従来のハウスとは異なって、新たにまた強度の強いハウスをつくるのか。これと、面積も従来の面積とは異なるのか。その2点をお願いします。

○ 議長 石川博己 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番、宮城議員にご説明いたします。

23ページ、水納島のビニールハウスなのですが、強度につきましては従来のこれまで一括交付金でやっている事業のビニールハウスと同じ強度でございます。あと面積につきましても、500平米ということで大体同じ面積で考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 このハウスというのは、個人で使うのか。それとも、何名かでハウスの活用をできるのか。

○ 議長 石川博己 産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 13番、宮城議員にご説明いたします。

ハウスの利用については、水納島の機械利用組合がございますので、組合に対して補助するという考えでございます。以上です。

○ 議長 石川博己 13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 では、これに関しては理解できました。それともう1点、27ページの闘牛待機小屋建設工事、説明では一括交付金を活用して建設をするという説明なのですが、現在闘牛組合の組合数は何名か。それと、既設のところは今つくるという説明なのですが、その規模もどのぐらいなのか、この辺説明をお願いします。

○ 議長 石川博己 企画政策課長。

○ 企画政策課長 安里孝夫 13番、宮城議員にご説明いたします。

済みません、組合数については現在ちょっと資料を今取り寄せていますので、後ほどまたご説明させていただきたいと思えます。面積については、現在ある待機小屋の同規模程度の面積を予定しております、232平米改築しようと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 4回目ですよ。簡潔に。13番 宮城達彦議員。

○ 13番 宮城達彦 これ、あれですよ。建設して、つくって、管理は闘牛組合がするわけですよ。はい、わかりました。

○ 議長 石川博己 休憩します。

休 憩（午前10時40分）

再開します。

再 開（午前10時40分）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第39号 平成29年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 平成29年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第40号 平成29年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての議案の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 崎原 誠 さきに提案いたしました議案第40号について説明いたします。

表紙をめくりまして、次のページをお願いします。平成29年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。平成29年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,118万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成29年9月12日、本部町長 高良文雄。

詳細について説明いたします。歳入の2ページ、3ページをごらんください。一番上、4款2

項2目国民健康保険制度関係準備事業費補助金につきましては、今回制度改正に伴う事務処理標準システムの導入経費となっておりますが、補助金交付決定がありましたので、交付決定に基づき減額となっております。

続きまして下の方、12款1項2目その他の繰越金につきましては、平成28年度決算における5,509万3,000円の実質収支分となっております。

続きまして、13款4項6目歳入欠陥補填収入のマイナスにつきましては、12款の繰越金の増と5款、6款の増額との相殺を行っております。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。歳出につきましては、1款1項1目の13節住民情報システム電算改修委託料、これは歳入のほうで説明いたしました補助金の減額に伴って歳出のほうも減額となっているものです。総額でマイナスの補正となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第40号 平成29年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号 平成29年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第41号 平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての議案の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 崎原 誠 議案第41号について説明いたします。

表紙の次のページをお願いいたします。平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算。平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,163万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成29年9月12日、本部町長 高良文雄。

詳細の説明をいたします。4枚めぐりまして、歳入の2ページ、3ページをごらんください。6款1項1目1節事務費繰入金の減額32万5,000円につきましては、7款繰越金との相殺分となっております。7款の繰越金につきましては、平成28年度決算に伴う実質収支分となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第41号 平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 平成29年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第42号 平成29年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての議案の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 9月12日に提案しました議案第42号についてご説明いたします。

めぐりまして、平成29年度本部町公共下水道特別会計補正予算。平成29年度本部町公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,324万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,021万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。平成29年9月12日、本部町長 高良文雄。

次のページの事項別明細書で説明します。まず、歳入の説明をいたします。3ページをお開きください。繰越金2,345万9,000円は平成28年度の決算剰余金でございます。

次に、歳出の説明をいたします。5ページをお開きください。公課費の消費税931万5,000円の増額ですが、平成28年度分の消費税確定に伴う増に加え、今年の12月、3月の中間納付分が未計上でしたので、そちらの計上の増でございます。本当に消費税の計算の捉え方が未熟で、大変申しわけありません。

次に、7ページお開きください。工事請負費327万8,000円については、汚水枘設置に伴う増額となっております。

次、11ページお開きください。予備費としまして1,000万円を計上しています。予備費1,000万円を計上しているのは、浄化センター等の機械が故障した際に、迅速に修繕を行う必要があるため、予備確保をしているものでございます。

戻りまして、2ページをお開きください。繰入金の前補正前の額1億5,035万7,000円でしたが、平成28年度の決算剰余金2,345万9,000円から、総務費931万5,000円、施設費392万6,000円、予備費1,000万円の歳出予算補正額、合計2,324万1,000円を差し引いた21万8,000円を補正減額し、一般会計繰入金が1億5,013万9,000円になります。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第42号 平成29年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号 平成29年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第43号 平成29年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案についての議案の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 9月12日に提案しました議案第43号についてご説明いたします。

次のページ、1ページお願いします。平成29年度本部町水道事業会計補正予算。(総則)第1条、平成29年度本部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出)第2条、平成29年度本部町水道事業会計予算第3条で定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款、科目、水道事業費用、既決予定額、4億7,553万4,000円に、補正予定額1,823万1,000円を増額し、計4億9,376万5,000円。第1項、科目、営業費用、既決予定額、4億2,831万5,000円に、補正予定額マイナス96万8,000円を減額し、計4億2,734万7,000円。第3項、科目、特別損失、既決予定額3,000円に、補正予定額1,919万9,000円を増加し、計1,920万2,000円。(議会の議決を経なければ流用できない経費)第3条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費4,532万7,000円。平成29年9月12日、本部町長 高良文雄。

次のページ、2ページから8ページまでが平成29年度補正予算実施計画の内訳となっております。大変申しわけありません、2ページの一番上の平成28年度補正予算実施計画となっておりますので、これを平成29年度に訂正お願いします。大変申しわけありません。

では8ページの次のページ、実施計画説明書で説明いたします。1ページ、2ページは職員給与費による増減です。

次の3ページ、大きな増額としましては電算システムの委託料142万6,000円の増額と特別損失の過年度損益修正損1,919万9,000円の増額でございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑なしでよろしいですか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第43号 平成29年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第43号 平成29年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前10時58分)

再開します。

再 開 (午前11時09分)

次の日程に入る前に、先ほど審議しました一般会計補正予算について答弁漏れがありましたので、改めてここで答弁をさせます。商工観光課長。

○ 商工観光課長 新里一成 先ほど13番、宮城議員のほうから一般会計の27ページのほうですけども、闘牛場待機小屋への件で質疑がありました。闘牛組合の組合数ですが、現在17名となっております。以上です。

○ 議長 石川博己 日程第6. 報告第1号、議案第44号 平成28年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第48号 平成28年度本部町水道事業会計決算認定についての5件につきましては、決算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。

決算審査特別委員会委員長に報告を求めます。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 報告第1号、平成29年9月19日、本部町議会議長 石川博己殿。決算審査特別委員会委員長 喜納政樹。委員会審査報告書。議案第44号、平成28年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第44号、平成28年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。議案第46号、平成28年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。議案第47号、平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議案第48号、平成28年度本部町水道事業会計決算認定について。本委員会は、平成29年9月14日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会議事規則第77条の規定により別紙のとおり報告をいたします。

決算審査特別委員会報告。1、付託事件。議案第44号、平成28年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。議案第45号、平成28年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。議案第46号、平成28年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。議案第47号、平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。議案第48号、平成28年度本部町水道事業会計決算認定について。2、審議結果。議案第44号、認定すべきものと決定する。議案第45号、認定すべきものと決定する。議案第46号、認定すべきものと決定する。議案第47号、認定すべきものと決定する。議案第48号、認定すべきものと決定する。以上であります。

○ 議長 石川博己 委員長報告は終わりました。

議長を除く全員による決算審査特別委員会でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結いたします。

日程第7. 議案第44号 平成28年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第44号 平成28年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 平成28年度本部町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第8. 議案第45号 平成28年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第45号 平成28年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第45号 平成28年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第9. 議案第46号 平成28年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第46号 平成28年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第46号 平成28年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第10. 議案第47号 平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから議案第47号 平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 平成28年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第11. 議案第48号 平成28年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから議案第48号 平成28年度本部町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものでございます。委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第48号 平成28年度本部町水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (午前11時18分)

再開します。

再 開 (午前11時18分)

日程第12. 議案第49号 本部町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 それでは、ただいまの議案第49号につきまして、教育長の任命についての説明をいたします。今般、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づきまして、この法律は平成26年7月17日でございますが、その法律に基づきまして、平成27年4月1日から施行されております。その後の教育長については、新教育長という呼び方でございますが、その新教育長の任命等についての通知がございまして、新教育長は当該地方公共団体の町の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとしたという改正がございまして、我が町では初めてのいわゆるその制度に基づいた新教育長ということでございます。そういうことで従来は教育委員の5名の中で互選でございましたが、その新しい法律改正によって首長、いわゆる町長が議会の同意を得て任命すると。要するに提案をして、議会の同意を得るということでの提案でございます。なおこの任期につきましては、3年となっております。従来の教育委員は、今もそうですが教育委員は4年でございまして変わらないのですが、新たな法律改正による教育長は3年となっております。この3年の理由でございますが、地方公共団体の長の任期は4年ですね、町長の任期よりも1年短くすることで、地方公共団体の長の任期中少なくとも1回は自ら教育長を任命することができる。それともう一つは、教育長の権限が大きくなることを踏まえ、委員よりも任期を短くすることで、委員によるチェック機能と議会同意によるチェック機能を強化できること。もう一つは計画性を持って、一定の仕事を行うためには3年は必要であるということの趣旨から、教育長の任期を3年と決めてあるというようなことでございます。それは法律の改正による新たな教育長の制度でございます。そういう法律のもとで今回の私どもの新教育長の任命について、議案第49号、教育長の任命ということで議案を提出してございます。その趣旨の提案でございますので、よろしくご審議お願いいたします。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第49号 本部町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第49号 本部町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

休憩します。

休 憩 (午前11時24分)

再開します。

再 開 (午前11時25分)

日程第13. 議案第50号 本部町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 先ほど新教育長につきまして、法律改正により任命の方法が変わったということでご説明をしたとおりでございまして、議案第55号につきましては従来の教育委員の、いわゆる任命については変更ございませんので、よろしくご審議お願いいたします。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第50号 本部町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第50号 本部町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第14. 議案第51号 本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。産業振興課長。

○ 産業振興課長 伊野波盛二 議案第51号についてご説明いたします。

1 ページ目 1 枚めぐりまして、議案第51号資料がございしますが、これから説明します。その前に農業委員の役割についてを簡単に説明してから入りたいと思います。平成28年4月1日、農業委員会に関する法律が改正されましたが、これまで農業委員会は農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については行うことができると定められていました。今回の法改正によってこれら事務は、農地等の利用の最適化の推進の事務として当然に行うことが定められました。農業委員会では許認可だけではなく、担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが、制度的により強固に位置づけられました。

それでは、それに基づいて議案第51号の説明をいたします。本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者と、また認定農業者等に準ずるものとするについて。1、農業委員の任命について。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定では、「委員は、市町村長が議会の同意を得

て、任命する」とされています。また、同条第5項では、「市町村長は、第1項の規定による委員会の任命に当たっては、認定農業者等が過半数を占めるようにしなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合は、この限りではない」と規定されています。2、本部町の農業委員会の状況について。平成29年6月1日から6月30日まで募集を行い、定数6名が条例上の定数ですが、これに対して10名の応募がありました。平成29年7月20日の本部町農業委員候補者評価委員会にて応募者の評価が行われ、7月27日に本部町長へ報告がありました。本部町農業委員候補者評価委員会からの報告をもとに、地域バランス等を考慮するなどして候補者を決定いたしました。表のほうですが、農業委員会の定数は条例で6名とされております。現在、認定農業者が本部町の中では、総数として14名おります。今回の候補者の中には認定農業者2人でございます。規則の中では定数の8倍、6名の8倍ということは48名ですので、48名の農業委員会の認定農業者がない場合、今回14名ですから本部町はいない場合ということになりますので、その場合は準ずる者を議会の同意を得て入れることで、過半数を確保する必要があるということになっております。3番目の上記（F）のとおり、認定農業者が委員の過半数を占めていないため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号「当該農業委員会の区域内における認定農業者数が委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合において、委員の過半数を認定農業者又は認定農業者等に準ずる者とするについて、当該市町村の議会の同意を得たとき」の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。次のページをお願いします。参考資料ですが、認定農業者とは。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により、農業経営改善計画書が適当である旨の認定を受けた者。認定農業者等とは。認定農業者に、認定農業者である法人の業務を執行する役員または農林水産省令で定める使用人を含めた者。認定農業者等に準ずる者とは。以下、認定農業者等に下記の1から10に掲げる者を含めた者ということとなっております。1から10はお目通しいただきたいと思います。今回候補者、もう1枚また戻りますが、準ずる者ということで該当する人が3名おりますので、その3名を含めると、今回6名の定数に対して5名の認定農業者と準ずる者になるということで過半数を超えることになるということでございます。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第51号 本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについては、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第52号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。町長。

○ **町長 高良文雄** 今回の議案を提案した経緯等についてご説明をいたします。

まず、先ほど産業振興課長から法的な根拠等々について説明がございましたが、私のほうからもつけ加えてご説明をいたします。まず法律改正によりまして、皆さんご案内のとおりこれまで農業委員については選挙制でございました。選挙制でございましたが、今般の法律改正によりまして、農業委員会等に関する法律の改正法施行ということで平成28年4月1日から法律が改正になってその法律が施行されておりまして、農業委員の選出方法が公選制、いわゆる選挙制から議会の同意を条件とした市町村長の選任制、任命制に変更されたということでもあります。次は、定数につきましては政令で定める基準に従って、我が本部町は6名ということで平成28年12月定例会で可決を見ております。次に、先ほどもありましたが農業委員の過半は認定農業者でなければならないというふうなことです。もう一つは、農業委員は農業委員会の業務に関し、利害関係を有しない者が含まなければならない。次に、5番目でございますが、任命に当たっては推薦を求めるとともに、公募を行わなければならないというようなことでございます。公募等、また細かいことにつきましては課長から説明をさせますが、そういう法律改正に伴う今回の農業委員会委員の任命についての6名の提案でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。

休憩します。

休 憩（午前11時37分）

再開します。

再 開（午前11時38分）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第52号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第52号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第16. 議案第53号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。産業振興課長。

○ **産業振興課長 伊野波盛二** 議案第53号、1枚めぐりまして53号の参考資料がございます。

住所、氏名、生年月日、経歴等がございますので、その資料のとおりでございます。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第53号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第53号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17. 議案第54号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第54号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第18. 議案第55号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第55号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19. 議案第56号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第56号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第56号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第20. 議案第57号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第57号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第57号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (午前11時44分)

再開します。

再 開 (午後1時30分)

日程第21. 選挙第6号 本部町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、字健堅の我部政寿君、字備瀬の高良和信君、字谷茶の喜屋武隆男君、字具志堅の内間勝義君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長から指名しました方を選挙管理委員会委員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました字健堅の我部政寿君、字備瀬の高良和信君、字谷茶の喜屋武隆男君、字具志堅の内間勝義君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第22. 選挙第7号 本部町選挙管理委員会補充委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会補充委員に宇渡久地の島田吉浩君、宇谷茶の宇根良克君、宇伊豆味の仲本兼市君、宇浦崎の新垣 徹君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会補充委員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名しました宇渡久地の島田吉浩君、宇谷茶の宇根良克君、宇伊豆味の仲本兼市君、宇浦崎の新垣 徹君、以上の方が選挙管理委員会補充委員に当選されました。

次に補充委員の順序についてお諮りします。補充委員の順序は、ただいま議長が指名した順に決定したいと思います。1番 宇渡久地、島田吉浩君。2番 宇谷茶、宇根良克君。3番 宇伊豆味、仲本兼市君。4番 宇浦崎、新垣 徹君に決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって補充委員の順序は、ただいま議長が指名しました順に決定しました。

日程第23. 報告第2号、平成29年9月12日付で産業建設常任委員会に付託してありました陳情第1号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について、その報告書が提出されております。産業建設常任委員長の報告を求めます。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 それでは報告申し上げます。

報告第2号、本部町議会議長 石川博己殿。平成29年9月19日。産業建設常任委員会委員長座間味栄純。委員会審査報告書。陳情第1号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について。本委員会は、平成29年9月12日付で付託されました上記案件については審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。記、1、付託事件。陳情第1号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について。2、審議結果。陳情第1号、採択すべきものと決定する。以上です。

○ 議長 石川博己 委員長報告は終わりました。これで報告第2号、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第24. 陳情第1号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について議題とします。

お諮りします。本案は産業建設常任委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第1号 地元産品奨励及び地元企業優先使用については採択されました。

日程第25. 報告第3号、平成29年9月12日付で総務文教常任委員会へ付託してありました陳情2号 福岡県小郡市との友好都市締結について、その報告書が提出されております。総務文教常

任委員長の報告を求めます。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 報告第3号、平成29年9月19日。本部町議会議長 石川博己殿。総務文教常任委員会委員長 喜納政樹。委員会審査報告書。陳情第2号 福岡県小郡市との友好都市締結について。本委員会は、平成29年9月12日付で付託された上記案件について審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。記、1、付託事件。陳情第2号 福岡県小郡市との友好都市締結について。2、審議結果。陳情第2号、採択すべきものと決定する。以上でございます。

○ 議長 石川博己 委員長報告は終わりました。これで報告第3号総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第26. 陳情第2号 福岡県小郡市との友好都市締結についてを議題とします。

お諮りします。本案は、総務文教常任委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第2号 福岡県小郡市との友好都市締結については採択されました。

日程第27. 陳情第3号 県産品の優先使用についてを議題とします。

お諮りします。本案は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって陳情第3号 県産品の優先使用については採択されました。

日程第28. 決議第3号 地元産品奨励及び地元企業優先使用に関する要請決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。10番 座間味栄純議員。

○ 10番 座間味栄純 決議第3号、平成29年9月19日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 喜納政樹。賛成者、本部町議会議員 具志堅 勉。地元産品奨励及び地元企業優先使用に関する要請決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

地元産品奨励及び地元企業優先使用に関する要請決議。県内需要の創出による景気の維持・拡大を図り、経済の活性化を促進するため、昭和59年7月に沖縄県が策定した「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」に基づき、本年7月も業界、消費者及び行政等全県民が一体となって、「すぐりむん 暮らしにキラリ 県産品」をスローガンとして各種事業及び広報キャンペーンを集中的に実施することで、県産品の使用奨励の啓発と需要の拡大を喚起することと併せて、本県産業の振興と雇用の拡大に資することを目的としております。

本部町議会におきましても従前より地元産品奨励及び地元企業優先使用運動を推進しているところであります。

しかしながら、地域中小零細企業は技術力や資本蓄積の不足などで、大企業と比較して不利な状況にある上、円安傾向の長期化による原材料の高騰の影響を受け、移・輸入品との厳しい

競争を余儀なくされているところであります。

つきましては、行政におかれましても地元産品奨励及び地元企業優先使用について特段の配慮を下記のとおり要請いたします。記、1、町で使用する物品等については、地元産品を優先使用していただき、公共工事には地元企業を優先すると同時に、町民にも地元産品優先使用の意識の高揚を図っていただくよう、本部町議会として行政の対応を要請いたします。平成29年9月19日、沖縄県本部町議会。宛先、本部町長。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから決議第3号 地元産品奨励及び地元企業優先使用に関する要請決議を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第3号 地元産品奨励及び地元企業優先使用に関する要請決議は原案のとおり可決されました。

日程第29. 決議第4号 福岡県小郡市との友好都市締結に関する要請決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 決議第4号、平成29年9月19日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 喜納政樹。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 具志堅 勉。福岡県小郡市との友好都市締結に関する要請決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

福岡県小郡市との友好都市締結に関する要請決議。本町と小郡市は、昭和58年から両県の青年会議所間でお互いの児童交流を目的とした「少年の船」という事業がスタートし、今年37回目を迎えます。その間、時代の変遷とともに本部町の青年会議所は解散し、その後は青年会議所のOBが受け入れのみを行い又、福岡県では小郡市、太刀洗町、久留米市の三市町の青年会議所が合併し小郡青年会議所から三井青年会議所に生まれ変わりました。

本部町商工会青年部は平成25年に三井青年会議所と事業の提携を結び、児童交流は本部町商工会青年部が引き継いでおります。その後、三井青年会議所は本部町のカツオのぼり祭りや桜まつりで特産品の紹介や物産展を行い、本部町商工会青年部は小郡市での祭りで本部町の特産品の紹介や物産販売を行っている。

今後の展開として、児童交流からスタートした取組みが両市町の絆をより深く、より中身の充実した交流していくために、行政レベルでの友好都市締結を結ぶことにより、文化・芸術・スポーツ・経済交流など、さらなる幅広い分野での交流が実現することだと思っております。

つきましては、行政当局に対し下記のとおり要請致します。記、1、福岡県小郡市と沖縄県本部町の友好都市締結の早期実現を求めます。平成29年9月19日、沖縄県本部町議会。宛先、本部

町長。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから決議第4号 福岡県小郡市との友好都市締結に関する要請決議を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第4号 福岡県小郡市との友好都市締結に関する要請決議は原案のとおり可決されました。

日程第30. 決議第5号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案は別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって決議第5号 議員派遣の件は別紙のとおり可決されました。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第5回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は閉会することに決定しました。

これで本日会議を閉じます。

平成29年第5回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後1時48分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月19日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 比 嘉 由 具

本部町議会議員 小橋川 健